

静かな空

連絡先 742-2513 山口県大島郡周防大島町森 365 中尾久利 Tel+ Fax : 0820-78-1246

吉井勝雄さんを送る

2020年11月10日、「大島の静かな空を守る会」の活動の牽引車の役を果たされた吉井勝雄さんがなくなられました。

2006年7月、「守る会」が発足したとき、吉井さんは「周防大島町老人クラブ連合会」の会長として、「守る会」の署名活動を側面から応援してくれました。三蒲の



2007.6.4 小松港で署名運動（左端が吉井氏）

老人クラブ、沖浦の老人クラブの総会で、艦載機移駐反対の署名運動の趣旨を説明してほしい、と声をかけてくれましたので、おっかなびっくりで趣旨説明に参りました。全町の老人クラブ連合会会長、旧大島町議会議員のお声がかかりということで、参加者はすぐさま私たちの呼びかけに応じてくれ、署名数が急増、「守る会」は町民7割の署名を達成することができました。

吉井さんはハワイ生まれで、日米の戦争が激化したため帰国、戦後は大島郡内の中学校で英語教師として勤務し、ネイティブ・イングリッシュで島の子どもたちを魅惑しました。テニス・プレーヤーとしても活躍しました。

「守る会」に入会してからは、長年の住民運動の経験にもとづいてリーダーシップを発揮。自宅が小松開作であるため、中電が眼前の上関町に原発をつくる動きを深く憂慮、運動方針に上関原発反対を加えるべきだと主張、激論の結果、会の活動方針が二本立てになりました。「愛宕山を守る会」の集会へも意欲的に参加、晩年は車いすになりながら、ほとんど皆勤賞でした。

やっと爆音のない、「静かな空」になりましたね、吉井さん。長年のご指導ありがとうございました。

伊方原発 3 号機、運転差止め継続か、運転再開か 広島高裁、今年 3 月 18 日を「異議審」決定公布日とする

河本正道

昨年 1 月 17 日広島高裁抗告審（伊方原発運転差止仮処分裁判）で「運転差止決定」が出されてから 1 年が過ぎました。現在は運転停止中ですが、四国電力は直ちに異議申立てを行い、広島高裁にて「異議審」に持ち込まれています。昨年 12 月 24 日その「審尋」が行われ、その結果、決定文交付日は今年 3 月 18 日（木）となりました。

昨年の広島高裁の「運転差止決定」は、伊方原発の地震に対する安全性が確保されていないと判断しました。その理由は、原発敷地前の中央構造線が活断層である可能性を否定できないにもかかわらず、四国電力は震源が敷地にきわめて近い場合の評価をしていないというものです。これに対して、四国電力は、すでに詳細な海上音波探査を実施しており、佐田岬半島沿岸に活断層がないことは確認済みであると反論しています。しかし、この四国電力が行った海上音波探査には重大な欠陥がありました。四国電力の海上音波探査の問題点を弁護団は次の通り明確にしています。

- ① 得られるデータの量がきわめて少ない。
- ② データの精度が低く不正確である。
- ③ その結果としてデータの解釈が容易でなく、異なる解釈、誤った解釈をしてしまう危険がある。

ということです。

未曾有の福島第一原発事故から 3 月で 10 年になります。昨年 12 月 4 日大阪地裁は関西電力大飯原発 3, 4 号機（福井県）の設置許可を取り消す判決を出しましたが、国は直ちに判決を不服として大阪高裁に控訴しました。国は 10 年前の事故を忘れたかのように原発再稼働まっしぐらに進んでいます。こうした動きにブレーキをかけるためにも、3 月 18 日（木）の広島高裁異議審決定での「勝訴」に向けて、広く世論に訴えていきます。

【注】審尋とは：仮処分の訴えにおいて意見や主張を裁判所に提出する訴訟行為。

（伊方原発をとめる山口裁判の会通信 2020/12/24 臨時号の記事を参照要約）

新型コロナと岩国基地

「岩国市の米軍岩国基地で新型コロナウイルス感染が急速に広がっている。昨年末から 14 日間連続で感染者が確認されるなど、累計の感染確認は 13 日現在、143 人。うち半数以上がわずか 2 週間で判明し、増加ペースが際立つ。だが原因について基地側から市民に伝わるかたちの説明はなく、市議会からは“積極的な情報開示を求めるべきだ”との声も上がっている」

「ある基地関係者は“クリスマス前後で広島県のほか、遠くは長野県まで家族やグループでスキーに出かける人がいた。ホームパーティーを開く人も多く、明らかに感染対策が緩んでいた”と打ち明けた」（中国新聞 2021.1.14）

同紙の別の記事によると、感染した人は「外出制限の対象になかった」とあります。

岩国市の感染者累計 188 人（人口約 14 万人）にたいして、岩国基地内の感染者累計は 172 人（人口約 1 万人）です（1.23 夕現在）。人口 1 万人にたいする感染者数は、岩国市全体

で13.4人、岩国基地は172.0人ですから、感染者率は12.8倍です。米軍基地がいかに感染防止に手抜きをしているか一目瞭然です。1月13日、政府は外国人の入国制限を発表しましたが、感染者・死者ともに世界最高の米国の軍関係者の入国は規制しないようです。

藤本一規山口県議会議員のホームページによると、村岡山口県知事は記者会見で、「現在基地におきましては、大規模なPCR検査（遺伝子検査）を基地の中で行っていたりとか、陽性者の隔離措置を行う、そうしたことをわれわれも報告を受けていますけれども、しっかりと感染拡大防止対策についてはとられているものというふうに受け止めています。感染者の状況等の情報提供についても、われわれに対して適切に行っていただいていますので、引き続き、感染拡大防止に向けた取り組みをしっかりと行っていただきたいと思います」と説明したとのことですが、「ハテネ」と首をかしげたくになります。基地のなかでクラスターが発生しているのではないかと、との質問にも知事は「特になし」と答えたそうで、藤本議員は「米軍基地内でのPCR検査実施件数、感染経路、行動歴等の情報提供を追加して求めるべきです」と釘を刺しています。

日本人はいま「緊急事態宣言」による自粛を実行しています。在日米軍関係者も日本国民と同程度に厳しく自粛し、感染者の行動を規制し、新たな入国を制限すべきです。

「日米地位協定」第9条は「合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される」と規定しているので、入国の際の検疫は免除されています。「日米合同委員会合意」では、米側は「必要なときは」検疫を行うことになっていますが、日本側の関係機関が検疫することはできず、米軍関係者は自由に市内に出ているようです。

大都市で緊急事態宣言が発表された現在、米軍関係者にも日本人と同等の行動自粛を求め、感染者の管理には、保健所の指導が必要です。手放しでコロナウィルスをふりまく行動を許さないよう、日本の関係機関が働きかけられる条件を作ることが緊要です。

日米安保条約に思う（3）

考えよう 日米安保のいま

中尾久利

「日本国憲法」前文より

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとつとめている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

「平和のうちに生きる権利」（平和的生存権）— その権利が私たちの憲法に明記されていることを、皆さんご存知でしょうか？

2018年4月17日、名古屋高等裁判所は、「イラクで航空自衛隊が行っている米軍などの輸送活動は、戦争放棄を定めた憲法9条に違反する」という判決を下しました。つまり、日本はアメリカのイラク戦争に参加していると断罪されたのです。そんな日本を「平和な国」と呼べるでしょうか。

この判決がはっきり認めたように、「平和のうちに生きる権利」は国民一人ひとりの具体的権利です。国が戦争や武力行使を行って、私たちが戦争の被害や恐怖にさらしたり、戦争への協力を強制したり、戦争準備のために私たちの生命や自由を脅かしたりした場合は、これをやめさせるために国民の権利を行使することができるのです。

私たちは今こそ、「平和のうちに生きる権利」を掲げて、平和な日本と世界を実現するために、行動しなければならないと思います。そのためにいま、何が必要なのでしょうか？ 一緒に考えていきたいと思います。

私たちの「平和のうちに生きる権利」を脅かす重大な問題、その一つが、横須賀基地（神奈川県）に配備されている、原子力空母です。空母は 80 機以上もの艦載機を載せ、世界中に真っ先に展開して空爆を行い、人々の命を奪う、侵略と軍事介入のための「動く海上基地」です。

米海軍横須賀基地は、1973 年以来、米空母の世界唯一の海外母港とされてきました。母港受入れのとき政府は、母港の期間は「おおむね 3 年」（外務省アメリカ局長）と約束、当時の横須賀市長は「原子力空母の寄港は将来にわたってないように」と条件をつけました。ところが米海軍基地は、この約束を破って、40 年以上も居座りつづけています。

空母ロナルド・レーガンは原子力空母で、原子炉 2 基を積む「動く原発」です。しかも

1. 狭い船体内で炉心設計に余裕がなく、
2. 数十機の艦載機が激しく離発着し、絶えず振動衝撃にさらされる、
3. 海の事故による破損の可能性、
4. 激しい軍事活動のため無理な出力調整
5. 武器・弾薬を積載し、戦闘で破壊される危険、

などにさらされています。しかも原子力空母は、軍事機密で、秘密のベールに包まれ、日本の安全基準は適用されず、日本政府による点検や立ち入り検査はできないのです。

これは、横須賀市民はもとより、首都圏 3000 万人の命を原子炉事故の危険にさらす大問題です。

しかも、政府が「安全神話」をふりまいてきた原子力空母ジョージ・ワシントンは、2008 年 5 月 22 日に火災事故を起こし、修理のために 8 月 19 日の配備予定を延期し、配備が 9 月末になったことがあります。

原子力空母の原子炉は、100 万 KW が 2 基ですが、100 万 KW の原子炉とはどれくらいのものでしょうか？日本の原発を例にとりますと、大飯原発ですが、2020 年 12 月 4 日、関西電力大飯原発 3・4 号機（福井県おおい町）について大阪地方裁判所は、想定された地震の揺れ（基準値振動）が過小評価されているとして、国の設置許可を取り消す判決を出しました。

この原発 3・4 号機の各出力が 100 万 KW で、これと同じ出力ですから、いかに大きなものかわかるでしょう。しかも狭い艦尾に 100 万 KW の原発を 2 機積んでいますから、安全性にかなりの無理をしています。

皆さんは発電所を見たことがありますか？

柳井港にあります。中国電力柳井発電所は、液化天然ガス（L Pガス）を使用して、最大出力 138 万 KW で発電しています。この電力で、山口県東部の電力がまかなわれています。柳井の発電所の出力の 2 倍の電力を発電する空母原子炉、1 日稼働すると広島型原爆 2 個分のプルトニウムが原子炉の灰として出来ます。そのプルトニウムは今後、10 万年間管理しなければ、放射能は消えません。人類の手に負えるものではありません。

厚木基地は今どうなっている？

『厚木原告団ニュース』第 17 号（2020.8.28）が送られてきました。その中に「アレツ」と思うような記事がありました。（要旨）

西鶴間 6 丁目 29 日、戦闘機、ヘリコプターが何度も繰り返し上空を飛行。

桜森一丁目 23 日 ヘリ旋回多数。2 分間隔でウルサイ。

上草柳 6 丁目 30 日、家の真上通過分のみ。 pm.4:49 4:52 4:53 4:55 4:57 5:00 5:04
5:06 5:10 5:12 5:16 5:19 5:22 5:26 5:30 5:31 5:36 5:39

草柳 2 丁目 14 日、戦闘機か、爆音大 TV の音声が聞こえない。

22 日、来客のチャイム聞こえず、失礼してしまった。

福田 13 日、すごい音でジェット機。赤ちゃん おどろいて泣いた。

大和市上草柳は、私が人生初めて古家を購入して、1975 年 5 月から 1980 年 8 月まで居住した小さな団地です。住んでみてはじめて知ったのですが、この団地は厚木飛行場の北隣、滑走路の北側境界線から 1 キロメートルにある団地でした。当時、基地に離着陸する米軍用機は、南側（藤沢市）から北側（相模原市）に向かって飛行するのが大半で、タッチアンドゴーのときは、小田急江ノ島線に平行に、南から滑走路へ着陸し、タッチしてそのまま北側へ離陸しました。すべての飛行機が上草柳の真上を通過して離陸しました。それは上草柳 6 丁目の人のいう「家の真上通過分」にあたり、艦載機の翼が、両手を頭上に広げたほどの幅に見えるぐらいの低空飛行でした。飛びたつときに通過するのですからエンジン全開。飛行間隔は、上の記録にみると同様、2～3 分間隔でした。

1977 年、大和市東隣の横浜市緑区（現青葉区）の団地に米軍戦闘機が墜落して幼児 2 名が死亡、母親も重症（のち死亡）という事故があり（飛行士 2 名はうまく脱出して無傷）、私自身の身体も神経も爆音環境に耐えられなくなって、ついに東京を越えて、茨城県の田んぼのなかの団地へ避難することになりました。

それから 22 年、定年退職で大島に帰ると、今度は米軍再編で、厚木基地の艦載機 60 機が岩国に移駐するというので、またまた米軍岩国基地の爆音にさらされるという恐怖から、私は移駐反対運動に加わりました。厚木基地は神奈川県民に返還され、住民はやっと静かな環境に住むことができるようになるだろうから、爆音に耐えて大和市に生き抜いた当時の隣人たちのためには喜ぶべきだろうとも考え、内心はなかなか複雑でした。

ところが艦載機移駐後も、厚木基地は全然神奈川県に返還されず、今も周辺住民の爆音被害がつづいているようで、次の矢野氏の証言記録でもわかります。

河井弘志

米軍機を監視して分かった 岩国移駐後も被害は解消されない

矢野 亮

米軍機の飛来には規則性がなく、厚木基地に突然やってきて、突然激しい爆音を響かせます。上空を2機編隊で飛行し、時には4機編隊で飛来することもあります。どのような機体が飛来するのかは事前に知る術はなく、連日入れ替わりで何機ものジェット機が飛来することがあります。

一度飛来すると、厚木基地を拠点に訓練を行うことが多く、一日に数度にわたる爆音が撒き散らされ、また特に着陸の際には住宅地上空を何度も旋回します。

2020年も1月には毎週4機から6機のジェット機が飛来し、日をまたいで訓練飛行を行っていました。最近では、6月に岩国基地海兵隊所属のジェット機が4機飛来し、2日に亘って離着陸を繰り返しています。

米軍ジェット機だけでなく、日常的に自衛隊機やヘリコプターなどの飛行による騒音に苦しめられています。海上自衛隊の哨戒機P-1などは90dB前後の騒音が発生しますが、ほぼ毎日、住宅密集地の上空を低空で飛行しています。

『平和で静かな空を：厚木原告団ニュース』第18号（2020.10.2）より

「日米地位協定」の論点（1）

日米地位協定をどう考えるかについては、識者や運動団体の間でも足並みが揃わないところがあります。そこで、法律の基礎知識をもたない平市民ではありますが、地位協定の中の重要なポイントについて、「現行」の日米地位協定の規定と、瀬戸内ネットの「提言」とを対比しながら、私たちに理解できるように、考え方を整理してみます。

第3条 a（現協定の規定にない条項を「提言」に追加した）

現行協定 なし

提言（追加条文）在日米軍、およびその構成員は「日本国憲法」第11条以下に定める日本国民の「基本的人権」、特に第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする「生存権」を遵守しなければならない。

第16条

現行協定 日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員および軍属並びにそれらの家族の義務である。

提言 日本国において、『日本国憲法』をはじめとする日本国の国内法にしたがい、及びこの協定の精神に反する活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員および軍属ならびにそれらの家族の義務である。

「現行の地位協定」と、「瀬戸内ネットの提言」の違いは、日本の国内法を「尊重する」ことを義務づけるか、国内法に「したがう」、日本国民の生存権の規定を「遵守する」ことを義務づけるか、というところにあります。「法令を尊重する」とは、人としての良識に従って守ることであり、違反する行動がただちに禁止、処罰されることはありませんが、国内法に「したがう」と規定してあれば、「国内法」に違反する行為は日本の裁判で「違法」

とされ、禁止、処罰されます。「日本国憲法」と国内法が、倫理的規範にとどまるか、禁止、処罰を伴う制度的な基準として機能するのか、その分かれ道がここにあります。

1982年、那覇地方裁判所沖縄支部は、嘉手納基地の爆音が「受忍限度を超えて違法」と判決しましたが、「飛行差止め」の判決は出ませんでした（第3次訴訟団）。2017年2月の那覇地裁の判決も「我慢できる限度を越えて違法」としながら、「飛行差止め」は認めませんでした（朝日 2017.2.24）。

広島高裁は岩国基地の騒音裁判で、騒音を「違法な権利侵害」と判決しましたが、「飛行差止め」は命じませんでした（中国 2019.10.25）。

横濱地裁は厚木基地の爆音訴訟にたいして、軍用機騒音が住民の生活へもたらす被害にたいして、「爆音違法」と判決し、自衛隊機の「飛行を差止め」しましたが、米軍機には「飛行差止め」を求めないという、二重の判決になりました（第四次原告団ニュース 2015.8.13；朝日 2014.5.22）。

2015年の東京高裁判決も、「違法状態が約40年間にわたり継続している」とし、「国はこれまで3度の確定判決により違法判断がしめされているにもかかわらず抜本的な見直し」をはからなかったとして、自衛隊機の「飛行差止め」と慰謝料の支払いを命じましたが、米軍機「飛行差止め」はしませんでした（第四次原告団ニュース、2015.8.13）。

石川県小松基地（自衛隊のみ）の爆音裁判で金沢地裁は、「精神的苦痛」にたいする賠償金の支払いを命ずる判決をしつつも「健康被害」が実証できないとの理由で「違法」判決にはなりません（2020.3.12 朝日ホームページ）。しかし小松基地には米軍がないので、横浜地裁や東京高裁と同様、裁判の進行によって「飛行差止め」、あるいは飛行コース変更などの措置が求められる可能性はあります。

幾度も裁判所が米軍騒音「違法」と判決しながら、「飛行差止め」を命ずることができなかった論拠は、1993年の第一次厚木基地爆音訴訟で最高裁が示した「第三者行為論」であるといわれています（前泊博盛『本当な憲法より大切な日米地位協定入門』2013. p.137）。「米軍は日本政府の直接の指揮命令から外れた第三者であるから、日本の裁判所が日本政府に、米軍の飛行を差し止めるように、と命ずることはできない」という理論なのだそうです。いっぽう、自衛隊機は日本政府の指揮命令下にありますから、裁判所は日本政府に、自衛隊機の「違法な」飛行を禁止するようにと命ずることが出来るというわけです。

爆音が関係する法規は、「日本国憲法」第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という規定ですが、この規定は日々の生活で基地爆音にさらされて「健康で文化的な最低限度の生活」を奪われている基地周辺住民には、何の説明もなしですっきりと理解できる法規定です。

現在の「地位協定」は、米軍関係者が「日本国憲法」などの日本国内法を「尊重」し、これに反する行為をモラルによって「つつしむ」としてはいますが、「違法」行為をやめさせる規定ではないので、賠償金を支払えば同じ「違法」行為を継続することが認められます。

もともと「地位協定」は、米軍が日本国民の安全を守るために規定された協定ではなく、米軍と関係者が日本国内において、なに不自由なく駐留及び生活ができるためにとりきめられた協定です。「日本国民の生活や安全を守らせる」規定は必要でなかったのです。

しかしいざ蓋を開けてみると、米軍関係者は敗戦国日本で王者のごとくふるまい、基地周辺住民を基地内に招き入れて銃殺したり、日本人女性を蹂躪するなどの犯罪行為を際限なくくりかえしてきました。日本警察はこれらの犯罪行為にたいして全く手出しできず、米軍みずからが処罰し、統制することもほとんどない状態が今日まで続いています。爆音飛行はますます激化し、基地周辺住民の生活を破壊しつづけています。

「日米安全保障条約」は、「日本国の安全に寄与」するために「日本国において基地を使用する」と規定していますが、「日本国民の安全を守る」という規定はどこにもありません。国際法によると、個別の規定がない限り、外国軍隊は公務執行について、受入国の法令の執行や裁判権による規制を受けることはないそうです。「地位協定」は米軍の活動のあり方を規定する唯一の法規です。もし「地位協定」の中に、米軍関係者は「日本国憲法」と国内法の規定に従わねばならないことが規定してあれば、日本の裁判所はこの規定をとおして、米軍関係者が日本国民の基本的な人権を侵害することを禁止することができます。

裁判所は日本の自衛隊に「飛行差止め」を命ずることができました。瀬戸内ネットの「提言」が「尊重」でなく「したがう」「遵守する」としたのは、駐留米軍関係者に、日本国民の基本的な人権を守ることを義務づけ、「第三者」である米軍の公務上の違法行為を裁くことができるようにすることにあつた、といえるでしょう。 河井弘志

防災行政無線を用いた全国一斉「Jアラート」の試験放送を行います。

日時：2月17日午前11時ごろ

(『広報すおう大島』2021年1月号3ページより)

この記事にある「Jアラート」とは、市町村の防災無線を利用して緊急情報を伝える「全国瞬時警報システム」の通称で、2007年から消防庁（総務省）が運用しているシステムです。「Jアラート」システムは現在ほとんどの自治体に繋がっているそうです。緊急情報の内容は、内閣官房が発表する「国民保護に関する情報」と、気象庁（国土交通省）が発表する「自然災害に関する情報」の2種類です。「国民保護に関する情報」とは、弾道ミサイルなど武力攻撃に関する情報です。2017年には北朝鮮の弾道ミサイル発射を想定して、全国各地で住民避難訓練が実施されました。「自然災害」は水害・地震のように蓋然性（確率）が高いものですが、「武力攻撃」は戦争を想定したものであり、外交交渉でその可能性はなくすべきです。

最近の「Jアラート」試験放送は「自然災害」を想定したものではなく、「ミサイル攻撃」対処に重点をおいているようです。菅首相は今年の施政方針演説において、「金正恩委員長と条件を付けずに直接向き合う決意に変わりはなく、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指します」と述べています。試験放送実施は、菅首相のこの近隣外交方針とも相容れないことになるでしょう。試験放送音は「国民に北朝鮮に対する不安感や恐怖心を植え付ける」効果音となるだけでしょう。総務省は2018年度年以降は原則として年4回の全国一斉試験放送を実施しています。今年度は2月17日が4回目です。ほとんどの自治体が参加しているようですが、強制ではありませんので、周防大島町は、こうした不安をあおる試験放送は中止すべきではないでしょうか。 河本正道